

新宿区民会議提言項目一覧表

ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち(8～11)

大項目	中項目	提言(小項目)	具体的な提案内容
ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち(P39)	8 誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿(P75)	基本的な考え方	「誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿」の実現化に向け、緊急度、優先度の高いものであれば、すぐにでも取り組むことが必要
		家族介護者への支援	介護者の負担を軽減するため、情報交換の場の設置や経験者のネットワーク構築を通じ、精神的なサポートや経済的支援を実施する
		在宅と施設の連携	介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できる環境を整備するため、入居型施設等の整備や土地・施設の有効利用を進める
		公的介護サービスの改善	介護サービスに係る費用負担の軽減やより利用しやすいサービスへの制度改善を図るとともに、介護保険制度に関する区民の理解の促進、福祉担当職員の専門性の向上に努める
		マンパワーの強化に向けて	介護サービスの質を向上させるため、ケアマネジャー等の研修、労働環境等のチェック、第三者によるサービスの監視・評価・勧告を行う体制等を整備する
		健康増進、介護予防への取り組みの促進	区民の健康増進や早期の介護予防に取り組むため、啓発活動の実施、健康の維持・管理を行うための体制整備を進める
		介護に関する情報提供の仕組みの改善	介護に関する啓発活動や情報提供の実施、介護に関する情報交換や交流の場の設置
		地域交流の活性化	身近な地域における交流をコーディネートする役割を果たす人材の育成、民生委員と高齢者をつなぐための取り組みの検討
	9 「生きがい」は誰もが居場所や役割を持てるまち”新宿”から(P83)	基本的な考え方	身近な地域の活動拠点の確保(既存施設の有効活用を含めて)考えること。 活動する時に必要な情報の提供や相談しやすい環境を整えること。 仲間作りや活動をコーディネートできる人材の育成を進めること。 健康な暮らしを自ら心がけるとともに率先して実践するように努めること。 自己実現を図るためにボランティアや社会貢献活動に積極的に参加すること。 「団塊の世代」の参加を中長期ビジョンで考えて人的交流を進めること。
		身近な地域の施設や活動拠点を増やす取り組み	身近で気軽に利用できる小さな施設を増やすこととし、柔軟に気楽に利用でき、それぞれの地域の特性にあった活動拠点のあり方の検討
		高齢者のIT利用に力を入れる	教室の開催など高齢者に対するIT利用の普及
		「生きがい」は、基盤となる経済支援情報の提供・相談から	「生きがい」の視点を加味した高齢者の雇用情勢や経済支援に関する情報、相談への対応の充実
		仲間づくりの核となる地域のコーディネーターやリーダーの育成	地域の仲間づくりの支援に向けた魅力のあるリーダーの育成や各機関の役割の明確化、施設や活動拠点の活発化に向けたコーディネーターとしての人材の育成
		生きがいづくりは、生涯を通じた、心と体の健康づくりから	高齢者が気軽に行けるような身近な地域の居場所づくり、たまり場づくり
		ボランティア、社会貢献活動を促す心理的サポートの充実	老いも若きも一人ひとりが皆を支える気持ちを持つ社会の形成
		「団塊の世代」の地域参加の促進	新しい発想によるイベントなど団塊世代の参加意欲を高める仕掛けづくり
	10 一人ひとりを、人として大切にしていけるまちづくり(P89)	さまざまな社会的ハンディについて体験的に理解する機会の創出	教育現場、職場、地域社会の生活の場において、社会的ハンディに対する知識を得る機会を設ける
		「障害者インターンシップ」など障害者の雇用につながる機会の創出	職場実習の受け入れ先企業を増やすとともに、障害者を雇用できるように労働環境を良くするよう企業に働きかけ、障害者の雇用につながる機会を多く設ける。
		社会的ハンディのある人の社会参加の促進	公共施設に係るニーズ等を受ける窓口やコーディネートの仕組みの整備、障害者のニーズに応じた各種支援の横断的な実施
		一人暮らしの孤独死を防止する	地域の見守りや協力員の仕組みを改善・充実させるとともに、地域と行政が連携し、地域で高齢者の生活を支え合う仕組みを検討・促進する
		ホームレスと地域住民を対立的に捉えず、人間としての共通の視点にたった解決策の推進	「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」の趣旨を生かし、適切な就労支援を実施するとともに、物質的援助ばかりでなく生きる意欲が持てるような援助を実施する
		住民による身近な地域でのボランティア体験・交流の機会の創出	地域通貨を活用し身近にサービスを得られるようにするとともに、施設利用者と地域住民の相互理解を進めるための機会を増やす
		ボランティア活動の育成・普及	高齢者や障害者に対する介護技術の一般への普及啓発に努めるとともに、ボランティア活動への参加拡大に資する仕組みを検討する
	11 外国人と共生する豊かなまちづくり(多文化共生)(P95)	居住への総合的対応	外国人の増加に対し、教育、医療、福祉、雇用、犯罪、コミュニティ、文化などの課題に対し、専門部局の設置等により総合的に対応
		相互理解を深める対応	外国人への施策、多文化共生に係る情報の区民、諸団体等への提供による共生への理解促進とコミュニケーションの円滑化
		外国人を地域社会の一員として受けとめ、地域のネットワークをつくる	関連NPOや在留留学生・外国人諸団体等の組織化と活用、日本人と外国人の協同作業の活性化、地域団体と外国人(民族グループ)のネットワーク化
		代表者会議の設置と外国人の人権の尊重	代表者会議の設置による外国人の声を聴き、区政に参加できる機会の創出、超過滞在外国人へのサポートの実施、住宅や教育など多文化共生のための基盤整備

ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち(12～15)

大項目	中項目	提言(小項目)	具体的な提案内容
ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち(P39)	12 地域に住み続けられる住宅・住環境(P101)	ユニバーサルデザインを柱としたまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくりを基本構想の基盤として位置づけ、ユニバーサルデザイン室の創設、区と区民の協働によるユニバーサルデザイン委員会の立ち上げ、ユニバーサル条例の制定等を進めるとともに、ユニバーサルデザイン商品の利用を推進する
		地域に住み続けられる支援と仕組みづくり1	ユニバーサルデザインに基づく住宅整備を推進するため、住環境に関する情報取りまとめ機関、総合的な相談機関、専門家・介助者等との連携機関を設ける
		地域に住み続けられる支援と仕組みづくり2	住み替え等に関する情報収集・提供・相談・ネットワークを機能させるため、各種機関の連携を担うコーディネーターの育成等の支援体制の整備や経済的な支援を実施する
		地域に住み続けられる支援と仕組みづくり3	リバースモーゲージ制度、子育て支援認定マンション制度、ワンルームマンション条例の事業や条例等について、地域・住民・事業者・行政間で検証を行い、課題発見と解決策を検討する
		多様な住居ニーズに即した住宅づくりへの適切な支援の検討と仕組みづくり方策	コレクティブハウス等、多様な住居ニーズに即した手法と連携した良質な住宅づくりへの支援を進めるとともに、中学校跡地等への複合施設の誘致を促す
		地域の個性を生かした身近な住環境の充実	誰もが歩いて気軽に集まることができる場所を増やすとともに、裏通り等の細街路への交通規制、緑の充実とその手入れを通じ地域安全の見守りを推進する
	13 公園・公共施設をみんなで育てよう(P105)	区立公園の見直しと改修	地域の利用者の意見やアイデアを取り入れたワークショップ方式などによる既存公園の改善
		公園の維持、管理について	公園愛護会や公園サポーターなどの制度の再検討など、区民と行政の役割分担の明確化による、見直し、改修された公園の維持、管理
		公共施設の見直し再編	現在の児童館、ことぶき館、社会教育会館などの見直し、再編、統合
		区役所第二分庁舎(旧四谷第五小学校跡)について	区役所第二分庁舎の区民のための多目的施設としての活用
	14 安全安心なまちをつくる(P111)	区と区民の協働での防災体制づくり	区は災害時の行動指針を作成し、社会的弱者に配慮した救護体制や非常時の情報伝達体制の整備、防災訓練の実施を進める
		犯罪を許さない安全・安心なまちづくり	区民の自主防犯意識を醸成し、地域活動や防犯カメラの設置を通じ、犯罪が起こりにくい状態を目指すとともに、区と協働で住みよい生活環境を構築するため、多種多様な人々のネットワークの構築を進める
		地域に安全安心なまちをつくる(都市型コミュニティの形成と防災・防犯についての行政の取り組み)	地域安全課の新設や区内在住職員の拡大など、行政の危機管理能力の向上を図るとともに、各種機関との連携と協働の充実により、「子ども」を含めた様々な取り組みへの体制を整備する。また、情報公開・普及活動の促進やイベント・研修の実施による住民の意識改革を進める。
	15 災害から、まちとくらしといのちを守る(P117)	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	大規模地震災害に備えた都市まるごとの耐震不燃化、幹線道路と沿道の延焼遮断帯設置、10年後の耐震化率の数値目標の設定による取り組み、ライフライン、公共(学校・避難所など)・準公共施設(駅・劇場・ホールなど)の耐震化の優先実施、昭和56年以前の建物の耐震診断と木造住宅を中心に耐震化工事の助成を実施(地震保険の活用推進)、細街路の電信柱の地中化の推進、ブロック塀の耐震を含めた木造密集地域の安全性の向上や新防火地域の導入による(容積率の緩和+準耐火仕様以上)耐震不燃化に向けた小規模建築物の共同化(ミニ地域開発)推進
		備え(防災計画)による防災拠点と避難所施設の整備充実	速やかな初動体制確保に向けた災害対策本部、区役所等々の拠点と避難所、公園などを結ぶ防災無線の見直し等による情報提供、被災状況掌握の迅速化、避難所施設の実用に向けた多目的貯水槽増設、下水直結型トイレ増設、区民自らの手による救援、救護、初期消火に向けた防災資機材の提供と充実、特別出張所ごとの地域防災ハザードマップの作成、新たな避難所の指定、防災区民組織の連携強化による最新の災害情報の共有
		防災区民組織の育成支援としくみづくり、協働による防災弱者の避難支援	防災区民組織(201組織)における防災教育及び防災リーダーの育成、地域コミュニティに基づいた自助・共助による住民主体の活力ある防災区民組織の育成、災害時の避難所運営(食料配布など)とともに、高齢者などの災害弱者に対し災害弱者用の福祉施設(未公表)などに避難誘導支援を行う体制強化
		区内民間事業者との災害協力と帰宅困難者支援	35万人と推定される災害時の帰宅困難者の徒歩帰宅を支援する情報提供をする場所や、一時休憩所の指定と飲料水支給等の民間事業者との災害協力体制の構築、都立高校を核とした「帰宅支援ステーション」の整備、企業の従業員や高校・大学生が被災者の救援活動(ボランティア)を行うよう区と企業・大学等の災害協力協定の締結
		災害復興計画と都市機能の再生	区長室、都市計画部、環境土木部などによる災害復興計画の作成・公開、被災時には震災三日後から被災者救済・ライフラインの復旧・防疫・瓦礫撤去・仮設住宅の供給など優先順位を決め速やかに災害復興を実施、企業は震災事業継続計画(BCP)を策定して災害倒産や災害失業を極力抑制、区は都市機能再生を地区計画等を活用して国、都と共に計画的に実施
		総合的な風水害と治水対策の促進	環七地下河川(将来東京湾へ注ぐ)などの早急な整備、雨水浸透能力を高める舗装道路や路上鉄砲水に対応できる下水道幹線整備(第二妙正寺川・十二社・戸山幹線)、雨水排水溝の時間雨量75ミリ対応への早急な拡充と10年後の100ミリ対応へのさらなる拡充
		犯罪をゆるさないまちづくり	犯罪の未然防止のため、関係機関が協力し交番を防犯拠点とした地域ぐるみの対処を進めるとともに、警察組織の再編や人材育成等、防犯相談所の増設、犯罪被害者援護法を活用した救済支援制度の整備・推進を図る
		地域の安全と安心なまちづくり	関係機関における防犯情報の共有、犯罪クリーンアップ作成の歌舞伎町以外への拡大実施、多目的スーパー防犯灯による犯罪の監視・抑止、学校安全警備員の配置や警察官OBの巡回等による学校安全対策の強化